

愛知県地域防災計画修正原案の主な修正事項

背景

- 愛知県の取り組みに係る修正
- 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正（※）
- 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正

主な修正事項

- 愛知県の取り組みに係る修正事項
 - 1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設
 - 2 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開
 - 3 建設業団体の指定地方公共機関への指定
- 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正
 - 1 予想される水災の危険性の周知
 - 2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - 3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示
 - 4 水防活動を行う民間事業者による緊急通行等
- 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正事項
 - 1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理
 - 2 港湾法の一部改正に伴う国土交通省への支援要請に係る記載の追加

※ 水防法及び土砂災害防止法の改正

「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成 29 年 6 月に改正された。

◆ 改正のポイント

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となった。

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象となる。

◆ 主な内容

- | |
|-------------------------------|
| ① 避難確保計画の作成、市町村長への報告 |
| ② 避難訓練の実施 |
| ③ 避難確保計画を作成していない場合の市町村長の指示・公表 |
| ④ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援 |